

令和4年 八潮市農業委員会4月総会 議事録

1 開催日 令和4年4月25日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 八潮市議会 委員会室

4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

10番 新井 孝美

4番 渋谷 稔

11番 臼倉 正浩

5番 荻野 恭子

12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹

15番 松田 淳一

9番 飯山 敏行

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第12号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 ただいまより八潮市農業委員会4月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日は15名全員出席でございますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議につきましても引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議時間が長くないよう配慮して進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、4月総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

新年度になって、先ほど挨拶がございました田口事務局長に代わりまして、農業委員会は新しい布陣となりましたが、それでも田口局長には3つの役職を兼務しておりますし大変でしょうが、我々農業委員と共に八潮市の農業の発展のために頑張っていたいただきたいと思います。

それから、報告ですが、毎年5月に四市町農政研究会という、会長と職務代理、事務局出席の研修会をやっていたのですが、これもまたコロナ禍により、昨年同様、書面による情報交換のみとなりましたことを報告します。

また、毎年行っていたやしお枝豆ヌーヴォー祭は、去年はヌーヴォー祭自体は中止となりましたが、今年は4月20日の実行委員会で5月28日に実施することになったそうです。ちなみに、実行委員長が昨年まで〇〇〇さんだったのですが、それが福岡達則委員に代わられたそうです。福岡実行委員長には、期待を込めて頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、本日も最後まで、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、本日の傍聴者についてですが、本日は傍聴者がおりませんのでご報告申し上げます。

ます。

ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただきたいと思ひます。

- | | |
|---|----------|
| ①八潮市農業委員会 4 月総会次第 | A 4 横 |
| ②農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について
(依頼) | (資料 - 1) |
| ③生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて (依頼) | (資料 - 2) |
| ④令和 5 年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見
集約への協力の依頼について | (資料 - 3) |
| ⑤令和 4 年度八潮市農業災害対策マニュアル | (資料 - 4) |
| ⑥令和 4 年「緑の募金」運動の協力について (チラシ付) | (資料 - 5) |

資料 5 は、本日予定していたのですけれども、資料が県から届きませんでしたので、本日資料 5 は欠番になっております。資料はございません。

- | | |
|----------------------|----------|
| ⑦活動記録簿の記帳方法の動画配信について | (資料 - 6) |
| ⑧農業委員会活動記録セット | (資料番号なし) |

資料につきましては、以上 7 点になります。

資料の漏れ等はないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思ひます。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思ひます。

次第 3 の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、8 番、小倉雅樹委員、9 番、飯山敏行委員にお願ひいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第9号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲渡人、住所・氏名、〇〇区〇〇〇-〇-〇、〇〇〇、〇〇区〇〇〇-〇-〇〇〇号 〇〇〇、〇〇〇、譲受人、住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇平米、権利の内容は所有権の移転となります。

申請事由としましては農業経営規模の拡大となります。意思決定の根拠としまして、譲受人の耕作面積は〇〇〇平米となります。従事者は2名おりまして、従事日数が年間で延べ250日となります。そのほか農地台帳を確認したところ、遊休農地はございませんでした。

これまでも特に地域と問題を起こすようなことはございませんので、面積要件、全部効率利用要件、年間従事日数要件、地域との調和要件それぞれを満たしているものと捉えているところでございます。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。八潮市役所〇側の出口を出まして、〇方向に向かいます。〇〇〇にぶつかったところで〇折しまして〇〇〇を〇上しまして真っすぐ行きますと〇〇〇に突き当たりますが、〇〇〇手前150メートルほどのところの丁字路交差点を左折して〇〇方向に向かいます。そして200メートルほど進んだところで、次の信号のある交差点を〇折して〇〇〇に入り〇上します。そして400メートルほど行きますと左に〇〇〇のあるほうに行きまして、もう少し行きますと左側に〇〇〇さんがありますが、そこを北に向かって東側、地図の黒く着色したところ、〇平米ということで、このように三画の狭い土地なんですけれども、こちらが申請地となります。

ちなみに、この申請地の下側の四角く点線で囲って薄く塗ってありますけれども、こちら

の四角い土地が実は譲受人の〇〇さんの現在所有している土地となります。ですから、この土地とくっつけて効率的に土地の整形をよくして使おう、そういうこととなります。

さらに、申請地の三角のところの左上、そちらも薄い点線で三角に囲ってありますけれども、こちらが実は譲受人の〇〇〇さんの土地、その隣は、実は譲渡人の〇〇さんの土地ということで、三角のところは、本来四角の土地にくっついていれば使いやすいところなんですけれども、それぞれ所有者が逆になっていて、三角の狭い土地が別の人の土地のほうに、お互いに使いづらい状態になっていたのも、最初に相談に来たときはこの土地を交換したい、そういう相談でした。ただ、〇〇さんは農家さんで3条の許可を得ることができるんですけども、〇〇さんのほうが今農業をやられてないので、3条だと許可を得ることができない。3条の下で交換というのはできないということで、今回、〇〇さんだけが3条で、残りの土地のほうはどうするかというと、この先、今年中に上がってくると思うんですけども、こちらの土地は転用の計画があるそうで、こちらは転用することによって所有権を受ける。要は当初の目的どおり土地を交換して、お互いに整形のよい四角い土地にして利用できるようになる。そのような内容になっております。

現地の様子なんですけれども、1枚めくって3ページ、ちょっとこの土地が接道してないので近くまで寄ることができなくて、申請者が撮った、少し前の冬のころの写真で、白黒の印刷ということもありまして、ちょっと荒れているように見えますけれども、三角に囲まれたところが今回の申請地となります。この様子を見ると、既にお互いに話し合っただけで、この三角の見方によって違うのですけれども、事実上営農していたのではないかという感じがうかがえるところです。最初きた話だと、お互いの先代の話になるんですけども、本当は交換したつもりでいたんですけども、いざ登記簿を調べてみると法に基づいて交換した事実はなく、ではちゃんとやらないといけないなということでこのような申請になったということです。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、次に同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、よろしくをお願いします。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

19日に事務局から連絡をいただきまして、20日に調査してきました。

そうしましたら、入り口がやはりなくて、周りが家庭菜園になっていました。でもお家の脇のところに入って、奥に入って現地調査をしたのですが、別に問題はないかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件につ

いて説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

申請人はしっかり管理していたみたいなので、特に問題はないかなと思いますが、何かありますか。

はい、どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

普通、こういう三角の地形というのはあまり見かけないと思うんですけども、三角が2つあると思うんですよ。これは何でこんな三角になってしまったという経緯は分からないのですね。

○事務局 それは分からないですね。この地区のほかにもこういったところがあります。

○13番（鈴木 隆委員） 結構です、分かりました。

○議長 うちのほうの田んぼにしても畑にしても、こういうのはたまにあります。やはり交換していたり、している傾向はありますけれども、未調整地区のところはたまにあります。

○13番（鈴木 隆委員） それで1筆ですね。

○議長 そうですね。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第10号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1と次第の4ページをご覧ください。

資料1です。八潮市長から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について（依頼）があったことから審議するものとなります。利用権の設定です。

それでは、次第の4ページをご覧ください。議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件、番号1、譲受人、住所・氏名、○○○、

〇〇〇、貸付人、住所・氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は5年間の賃借権の設定となります。申請事由としましては経営規模拡大です。

承認の根拠につきまして、〇〇氏は認定農業者で、農業専従者が世帯で3名いらっしゃいます。年間従事日数は340日が1名、310日が1名、300日が1名となっています。現に耕作に供している農用地の面積は〇〇〇平米となりまして、主な作目としましてはコマツナ、枝豆、ホウレンソウなどを栽培しておりまして、主な出荷先としまして八潮市のふれあい農産物直売所やスーパーに出荷していらっしゃいます。所有農機具としては耕運機3台、トラック1台、トラクター1台を所有しておりまして、これまでも利用権設定の実績がありまして、問題はないものを捉えております。

次に、場所の説明をさせていただきます。1枚めくって、5ページをお開きください。八潮市役所の〇側の出口を今度は〇折しまして〇方向に向かいます。真っすぐ進みまして、〇〇〇さんのある〇〇〇の交差点を左折しまして〇〇方向に進みます。〇〇の〇〇に差し当たったところで右折しまして、〇〇沿いを右折し、〇方向にずっと進んで行きますと、〇〇〇、〇〇〇と〇〇の横側を経由していきまして、〇〇〇に差しかかったところで〇〇〇沿いの道と〇〇〇と真ん中を走っている二股に分かれる地点がありますが、ここをさらに〇〇沿いの道を200メートルほど進みまして右折しますと、ご覧のように着色した申請地に到着します。

現地の様子は隣の6ページのような状況になっているところです。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の14番、田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。

現地へ22日に行きまして、〇〇さんから話を聞いたところ、もう少しやりたいということでここを借りることにしたそうです。〇〇さんはもう動けないので、草刈りは妹がやっているそうです。そういう状態なので、どうぞ使ってほしいということなので、問題はないと思います。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、田中委員より、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

〇〇さんは農用地利用集積計画も初めてではなくて、もう3回目くらいになります。なので特に問題はないのではないかと思います。孫の〇〇〇さんが随分広げてやりたい感じ。こういうことをしているみたいですが、〇〇〇さん自体は一緒にやっていますか。

○14番（田中幸夫委員） 一緒にやっています。

○議長 一緒にやっているんですね。他に何かございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、挙手にて採決したいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第11号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。

議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米、同じく〇〇〇字〇〇〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米と〇街区〇画地、〇〇平米となっています。同様に〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米、合計〇〇〇平米、仮換地総面積が〇〇〇平米となっております。

主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、申出者、住所・氏名 同住所で〇〇〇となります。主たる従事者との続柄は子となります。

こちらは、主たる従事者の方が令和〇年〇月〇日に亡くなりまして相続が発生しましたことに伴い、生産緑地の買取り申出をするため、証明願いを提出されたものとなります。

次に場所の説明をいたします。隣の8ページをご覧ください。市役所の〇口を出まして、真っすぐ〇〇〇、そこに到達したところで左折します。そのまま〇〇方向に向かいまして、〇〇〇を通過して、さらに真っすぐ行きまして、〇側に〇〇〇が見えたところで〇〇〇という交差点を右折します。そして〇〇〇の前を通り過ぎますと、〇〇〇という交差点に差し掛かりますが、そこを左折しまして真っすぐ進み、〇〇〇を通過しまして、約80メートルほど進んだところで左折しますと、ご覧のような道路を挟んだ申請地となります。

現地の様子は1枚めくって、9ページです。区画整理によって造成されました比較的新し

い住宅に囲まれているのですけれども、ご覧のようなきれいな土地となっている状況でございます。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の13番、鈴木隆委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

22日に調査に行っていました。この写真を見ていただくと分かるのですが、比較的近くにありまして、1番、2番両方につきましては赤土で客土しておりまして、きれいにしてありました。それで〇〇さんにつきましては、草が生えているのを月に1回くらいは管理して、草はほとんど生えてない状況であります。

報告につきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と13番、鈴木委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

〇〇さん自体の農地は全部でどれくらいあるんですか、これを含めて。

○事務局 〇〇〇さんの農地台帳によると畑が〇〇〇平米となっております。主に市街化区域内で、16筆あるのですけれども、1筆だけ調整区域で、あとは市街化区域内、しかも区画整理〇〇〇地区内となっております。

○事務局 今回は生産緑地についての主たる従事者の証明ということになります。

○議長 ということは、ほかの残りの分は仮にですけれども、〇〇〇さんに相続されていくということですね。

○事務局 そうですね。

○議長 他に何かございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第12号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（依頼）につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限ということで、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」に該当するため、○番、○○○委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

——— ○○番 ○○○委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第12号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の10ページをご覧ください。

議案第12号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、番号1、買取り申出する生産緑地の所在、○○○丁目○-○、地目はこれから説明する筆全て現況地目、登記地目とも畑となりますので、以降、地目の読上げは省略させていただきます。○-○が○○平米、同じく○-○、○平米、○-○、○平米、○-○、○平米、○-○、○○平米、合計○○平米、用途地域は第一種中高層住居専用地域となります。土地所有者、住所・氏名、○○○丁目○-○、○○○、買取り希望価格○○○万円、平米当たり○○○円、坪当たり約○○○円となっております。

参考までに、近隣の地価調査、こちらは資料-2を1枚めくっていただいて、2枚目のほうに八潮○とか八潮○とか地図がありますので、この辺の価格なんだということで参考にみていただければと思います。

近隣の地価調査価格、八潮○というところ、○○○丁目○番○が、こちらが平米当たり11万2,000円、坪当たり37万247円、同様に、近隣の地価公示価格、八潮○について、平米当たり11万7,000円、坪当たり38万6,776円となっております。

こちらは今年2月の議案第4号で主たる従事者の証明をした土地となります。申請者の方が2月28日に市に買取り申出をしまして、その後、市の各部署に買取り希望があるかどうか照会をかけたのですが、どこも買取り申出がなかったということで、次のステップとして農業委員会にあっせんの依頼がきたものとなります。ということですので、次の総会までに、もし皆さんの担当地区で買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、事務局に報告いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

場所のほうは次第の11ページですが、2月にも説明したので、簡単に説明させていただきます。

○○○の○側、○○○を越えまして、さらに1本、八潮市道があるところを越えた北側です。ご覧の着色した場所となっております。現地の様子は2カ月前と同じ写真なんですけれども、12ページのような状況になっているところでございます。

次の総会までにあっせん希望がありました場合は、ご連絡のほうをよろしくをお願いいたし

ます。

以上です。

○議長 ただいまの説明について何かご質問、ご意見がございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、もし皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局まで報告をお願いいたします。

議案第12号の議事が終了いたしましたので、○番、○○○委員の着席をお願いいたします。

—— ○○番 ○○○委員 着席 ——

◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、次の議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の13ページをご覧ください。

議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件の回答になります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、○○○丁目○-○、登記地目、畑、現況地目、畑、○○平米、○○字○○○-○、登記地目、田、現況地目、畑、○○○平米、○○字○○○-○、登記地目、畑、現況地目、畑、○○平米、仮換地先○街区○画地、○○平米、○○字○○○-○、登記地目、畑、現況地目、畑、○○平米、仮換地先○街区○画地、○○平米、合計○○○平米、仮換地後○○○平米。土地所有者、住所・氏名、○○○、○○○。

こちらは先月あっせんの依頼をした箇所になりますので、以降、現地の説明は省略させていただきます。本日までに事務局のほうに買取り申出の連絡がきておりませんので、買取り申出なしということで回答したいと思うんですが、今日総会の場で確認した上で回答したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか。

それでは、議案第13号につきましては、買取り申出なしということで、よろしく申し上げます。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について18件、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について1件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について2件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう、読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、質問がございましたらお願いいたします。17ページから24ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 転用等届出受理報告について、何か質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

1つだけ、21ページの16番と17番のこれの受人と渡人の関係というか、〇〇の〇〇さんも持分が端数なので、その説明を事務局で簡単に。

○事務局 では、次第の21ページに、番号16と番号17、2つ関連がありまして、中ほどにある権利の内容というところを見ますと、所有権（共有物分割）となっています。よくある共有物分割というのは、相続で複数の方たちが相続した場合に持分で持っていることが多いのですが、そういったときに兄弟とかで持分で持っているのを単独所有にしたいということが起きます。全部一人の人が所有権を持つように、交換のような形で所有権の権利の移転をするときに、よくこういうやり方で権利の持分の移転をすることが多いです。

ただ、今回、この16と17につきましては、名字を見ていただきましても男性の方で名字が、〇〇さんのお宅は3人の方で持っているので、しかも今回は相続により持分を持たれたのがこの〇〇さんの3人の方々になります。

〇〇さんはいいますと、〇〇さんの亡くなられた先代のときに、〇〇さんに土地を売ったという過去があったようです。こちらは〇〇の地区になりますので、〇-〇街区〇画地というふうになっていますけれども、区画整理が今進行中の地域になります。区画整理が入りますと、一時期、その土地を分筆しようと思っても、分筆できない時期があるそうです。土地の所有権をきれいに精算したいなということになりまして、今回、共有物分割という形をとっています。ですので、過去に土地を売ったときに、売った分だけ分筆してきれいにできていれば、今回のように出なかったそうなんですけれども、〇〇さんと〇〇さんが話し合いを

されて、街区でいくと3か所になりますけれども、持分の移転をすることになりました。

通常の売買をしたとか、兄弟間の持分の精算とはちょっと違う形のものになります。

○議長 分かりましたか。

私が説明してもらいたかったのは、そんな難しいことではなくて、〇〇さんと〇〇さんの亡くなられたお父さんの関係です。

○事務局 兄弟ではなくて、過去に売買がありました。

分筆ができない時期だと、どうしても何分の何の土地を売りましたと持分で売って、登記がそのままになってということがあります。

○議長 全部は買えないのですか。

○事務局 自分の家を建てるための場所だけ欲しい場合です。

○議長 そうですね。分かりました。

○事務局 区画整理が終わったときに、きれいに区画整理で、住んでいる場所の分だけ、自分の家になるようになってしまえばいいんでしょうけれども、相続が発生して権利を引き継ぎたいとなると、こういった手続を一つ一つやらないと持分がきれいにならない。なので、兄弟ではないです。

○議長 勘違いしました。

何かほかに質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、次に進みたいと思います。

もし気がつきましたら、最後のときに質問しても結構でございます。

それでは、まだ長くなりますので、ここで一旦5分間の休憩を取りたいと思います。

——— 休憩 ———

◎その他

○議長 それでは、その他に入りたいと思います。

その他については依頼事項が3件、報告事項が1件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、令和5年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約への協力の依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3をご覧ください。

こちらは、毎年この時期に埼玉県農業会議のほうから依頼がくるものでありまして、埼玉県農業会議のほうでは県下の各農業委員会の農地利用最適化に向けた意見をまとめて埼玉県

のほうに要望しますので、意見がありましたら、どうぞ寄せてください、そういったお願いになります。

1枚めくっていただいて、ページ1となっているところをご覧ください。

最初に、こちらの意見提出の背景と趣旨を認識いただきたいと思いますので、ここを読み上げてまいります。

「令和4年3月に農業経営基盤強化促進法等の改正法案が国会に提出されました本法案について、人・農地プランの法定化を中心に、農地の集積、集約化を加速化させるための制度改正が盛り込まれており、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業委員に関する新たな役割が付与されることになっています。

法案が成立すれば、令和5年度は、新制度の実行年となり、農業委員会組織にとっても重要な年となると思われます。

そこで、これまでの農業委員会における最適化活動の知見や地域農業者の意見などを踏まえ、いかにしたら農業の持続的発展や、地域の活性化を行えるかを提案していくことが重要となります。

このため、農業委員会として必要な制度や支援策等について、意見集約させていただくことといたしましたのでご協力をお願いいたします。」

ですので意見をお寄せいただきたい、こういったものになります。

それで下の3、留意点以下に、毎年、記入例というものが載っておりまして、例年ですと農振地域に係ることが多くて、八潮には関連の薄いことが多いんですけど、今年は1枚めくっていただいて、2ページのほうをご覧ください。

ちょっとまとめさせていただきましたけれども、こちらは、例2のほうは、遊休農地等、貸し出す場合に、受手が見つかるまでの間管理しておき、ストックしておく仕組みができると、軽度の遊休農地であれば、解消した後にすぐ活用できることになるので、そういった仕組みを作ってほしい。また、ご注意いただきたいのは下の例3のほうですけれども、こちらに内容が書いてありますけれども、農地法第3条の下限面積が撤廃されるとありますが、先ほど趣旨を読み上げたときに、今国会で農業経営基盤強化促進法等の改正法案が審議という話があったと思うんですけども、それと併せて、農地法の改正も入ってまして、これが農地法3条の下限面積の撤廃です。俗に言う5反要件、八潮で言うと3反の要件ですけれども、そういった面積要件は要らないんじゃないかというのが国の案です。ただ、これを撤廃すると大きな影響があると思っております、農地法3条の許可要件として面積要件とか、今日3条の案件が出ましたけれども、全部効率利用要件、持っている土地を遊ばせることなく、全部効率的に利用しているか。あと農作業従事日数要件、年間150日以上とか、それと地域との調和要件、そういった要件により審議していきますけれども、これまで面積要件ははっ

きりした基準がありますので、実際、農業委員会の窓口には、最近特に農地を買いきたいという相談が結構きていたんですけれども、その場合に、まず面積要件を説明しまして、こういったことで本格的に農業をやる方でないと3条の許可は難しいですよと言ってお帰りいただくようなパターンがほとんどでした。本当にこの人は間違いなくこの先きちんと農業をやっていけるという方であつたら、それが分かるならそういう方でいいと思うんですけれども、心配なケースも多い。当然、この面積要件が撤廃されると、相手が、自分はちゃんとやります、地域ともうまくやります、借りたらきちんとやります。年間150日間間違いなくやりますと主張されたら、要は面積要件を撤廃されると受けざるを得ない。本当にいい人ならいいんですけれども、例えば悪意の貸し借りみたいな、契約してすぐ転用したりとか、そういった作意を含んで申請されても断れなくなっちゃうので、これはちょっと全国の農業委員会が混乱するんじゃないかということで心配しているところです。少し前に説明会があつたんですけれども、今かなりの農業委員会、全国から農水省のほうに意見が届いていると思います。埼玉県でも農業会議で意見があつたら教えてほしいということで、うちも同様の意見を挙げさせていただきましたが、面積要件をなくすにしても、例えば向こう5年間は貸し出すだけにして、その成績というか、耕作ぶりを見て、その先正式に認めるか、何か条件をつけないと混乱するのではないかと危惧されるところです。そういう意見を出しても、どんな人でも借りたい人がいたらどんどん貸さないと遊休農地化しちゃうから、貸せという趣旨なのかどうか分かりませんが、ちょっと問題視しているところなので、皆さんもそうだなと思うところがあれば、事務局のほうでまとめて農業会議のほうへ送付しますので、よろしく願いいたします。

意見の集約の様式として、5ページ以降に回答用紙がありますけれども、3つに分けて、1番目が農地の有効利用の推進のための支援、2番目として、担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援、3番目として、その他農業振興のための支援、3つに分かれていますので、この点に当てはめられるところを確認されて書いていただければと思います。意見がありましたら、来月の総会で皆さんのほうの確認を得まして、農業会議のほうへ提出したいと思いますので、意見を提出していただく場合は5月20日金曜日まで事務局にお寄せいただきたいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの意見提出の依頼につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

例文の1、2、3というのは、これは過去に出された意見文ですか。それとも考えて作った例題なんですか。

○事務局 この例ですか、これは今年初めてです。農業会議が作った例文です。

○議長 その他にご意見、ご質問はございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ご質問がないようでしたら、ただいまの件につきまして意見がございましたら、来月5月20日金曜日までに事務局に報告されるようお願いいたします。

次に、報告事項、令和4年度八潮市農業災害対策マニュアルについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

こちらの農業災害対策マニュアルというのは、春日部農林振興センターと管内各市町で、台風とか、何か農業災害があったときに連絡体制をちゃんとしておきましょうということで、最初、令和元年の11月くらいでしたか、そのとき最初に作りまして、職員の人事異動で4月に代わるたび作り変えているものです。

この中で3ページのほうをご覧ください。このマニュアルの3ページのほうに、災害情報提供者リストというのが載っております、これを作るときに説明させていただいたのですが、実はこちらのリストを農業委員さんをお願いしているところです。今回改めて確認していただいて、皆さんにちょっと御足労をかけるのですが、こういうことで情報の提供者にさせて頂いておりますので、何か災害があって、こちらから連絡があった際にはご協力をよろしくをお願いいたします。

こちらは情報提供者リストとなっておりますが、実際台風とかきたときに率先してどんどんしてくださいということではありませんので、まだ台風が過ぎ去らないうちに、ちょっと責任感を感じてすぐに調査に出向くとか、そういうことをしないように注意してください。こちらから連絡がいつ、かつ現場の様子が落ち着いて、あくまでも安全な状況下で行動をお願いしますことになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

もし災害が起きましたら、事務局より、どうですかという連絡がくる前に自分から連絡してもよろしいですし、自分の担当地区がそんな被害がなさそうな感じでしたら、事務局から連絡がきてから報告しても大丈夫だと思います。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、次に、協議事項、令和4年の「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料を今日は配ることができなかったのですが、例年4月になりますと「緑の募金」にご協力くださいということで埼玉県緑化推進委員会のほうから協力の依頼がきております。今年につきまして、農業会議のほうに電話で確認しましたところ、「依頼文書を発送する予定です」ということですので、本年度も「緑の募金」の依頼がくる予定となっております。

今年も「緑の募金」の協力について、どのようにするかということ審議していただければと思います。例年ですと、慶弔費のほうから5,000円ということで募金をさせていただいているところです。ご協議をよろしくお願ひします。

○議長 毎年募金に協力しているので、今年も農業委員会の慶弔費から5,000円を募金してもよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 では、慶弔費のほから協力ということで。

○事務局 承知いたしました。

○議長 次に、依頼事項2件目、農業委員会活動記録セットについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、オレンジ色をしました「2022年農業委員活動記録セット」という冊子のほうをお配りいたしました。

先月、活動記録簿をこのように使ってくださいということでコピーしたものはお配りしているんですけども、オレンジの冊子の中に、今度は冊子が簡単に見れるようになったページが多数とじられています。後ほどプロジェクターで活動記録簿の活用方法の動画配信を視聴いただくのですが、まずは先月もお話をしました月に1、2件、週に2件書くくらいのペースを目標にして、日々農業、農地に関する活動をされた結果を記入する習慣をだんだんとつけていっていただいで、ちょっと細かくて、何か用紙の改善ということで、近隣の農業委員会にまだ確認していないのですが、皆さんに記入しやすいような形を今検討中ですので、まずは何月何日、どのようなことがあったということを書いていっていただければと思います。

それと農業委員会の総会、毎月1回ですけれども、今後、皆さんに毎月来ていただけるかまだ分かりませんが、個人情報の回収箱の隣に、活動記録簿の回収コーナーを設けておきますので、用紙にお名前を書くのを忘れないようにしていただいで、出来上がり次第お持ちいただければと思います。総会に来たときには提出していっていただいで、よろしくお願ひします。

○4番（渋谷 稔委員） この総会も、入れていいんですか。

○事務局 総会は……

○議長 書いてもいいんですけども、点数、合計にならないんだね。

この記録セットの9ページの大項目の1の法令による農業委員会の権限事項、これは書けるんですけども、一番下の米印の、最適化活動は上記の大項目の2から4までの活動が該当し、1、5、6の活動は最適化活動を行った日数に含まないことに留意すると書いてありますので。

- 4番（渋谷 稔委員） 何でもいいから、書いておけばいいんだ。
- 議長 そうですね、何でもいいから書いていいんですね。
- 4番（渋谷 稔委員） 今回提出したのは4件分あるんですよ。1件目が土地が入れ替わって耕していたというのと、もう1件は農協さんの関係の話です。
- 議長 一応、遊休農地の発生防止だから、農地の貸し借りの相談とか、売り買いの相談とかそういうことを話したら、書いていただければいいということなんですけれども。
- 4番（渋谷 稔委員） でも、そういうのはめったにないじゃないですか。
- 議長 これは相手の名前を書くのでしょうか、その辺はどうなの。相手の名前は書かなくてもいいのですか。
- 事務局 基本的に利用意向調査というのは全農地をやってくださいということになっていますので、書いていただいたほうが、事情がある場合は結構ですけれども、取扱いは事務局の方で注意しますということです。
- 4番（渋谷 稔委員） 取りあえず何でもいいから書いて出そうか。
- 議長 そうですね。もしこれは違いますよというか、書かなくてもいいですよみたいなこと、分からないけれども、そうなったら訂正して、変えるなり、まだ最初なので分からないので、取りあえず農地に関することというか、話をしたら、書いてもらえればよろしいのかと思います。後は事務局で判断してくれると思います。
- はい、どうぞ。
- 11番（臼倉 正浩委員） 八潮市だとなかなかそういう相談は農業委員に来ないと思うんですけれども、ほかのいわゆる農振地域があるようなところは基本的に農業委員さんに相談に行くものなんですか。
- 事務局 地域にもよると思うんですけれども、地域によると逆に農業委員さんのほうから働きかけて行ってくださいというような話はよく聞きます。地域によっても相当違うと思います。
- 11番（臼倉 正浩委員） いわゆる農業委員のスタンダードが全国で統一されているのであれば分かる気がするんですけれども、スタンダードがどこにあるのかちょっと分からない中でいろいろ言われても、なかなか皆さん困惑するんじゃないかなというのが。
- 4番（渋谷 稔委員） 地域性があるね。
- 事務局 八潮なんかは特に農業委員会を置かなくてもいいくらいの規模なので、ちょっと状況が違うのかなというところがありますので、先月の説明のときに講師が言われてたんですけれども、集積とか新規就農とか、そういうことで数字が上がらないので、年度が終わったら農業委員会の実績を公表することになるのですが、そういったところは最低の1点になってしまうと思うんです。そこを皆さんがそれぞれ週2回農地パトロールしまして、週2回分

書いてもらえれば、そっちの活動の点数で合格点にいくので、週2回の活動を書いてください。そういう説明でした。

——— 委員より発言の声あり ———

- 5番（荻野 恭子委員） クリアしなければということで、どうしてもできない場合はどうするんですか。
- 事務局 そのまま報告するしかないと思っております。
- 議長 特に出せなかったら、しょうがないというか、出さなくても、別に罰則とか減給とかはないみたいですから、だからと言って、県から指導とかそんなものもあるわけではないですね。そんなことを言ったら辞めちゃうよね、私辞めますと。
- 事務局 ただ、公表するといろいろな方を見ると思いますので、影響があるかもしれません。
- 議長 公表しなくてはいけないのですか。
- 事務局 そうです。
- 4番（渋谷 稔委員） でも、書いた人が名前を出して書かなくてはいけない、例えば活動相手が何々さんだとして、何々さんの土地があまりにも荒れていて困るからと誰かから依頼を受けたというのを書いたりするわけではないですか。
- 議長 その辺の名前とかは、事務局でどう処理しますか。
- 事務局 そのようなことを公表することはないです。
- 議長 公表はないですか。
- 事務局 そういう個人名を含む細かい内容まで公表するようなことはありません。
- 議長 細かい内容までは公表しないのですね。
- 事務局 そのまま公表するのではなくて、こういう活動に対して、何点でしたという形になります。
- 議長 個人名はちゃんと分からないようにするのですね。
- 事務局 公表の前に、総会でも確認していただきますので。
- 議長 そういうことで、次にいきます。

次は依頼事項3件目、活動記録簿の記載方法の動画配信について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 資料6をご覧ください。

今の話にもつながっているんですけども、活動記録簿のつけ方についてです。これが動画配信されているので、見てくださいということです。こちらの動画を、先月私が説明したところとダブるところがあるんですけども、ささいなことで大丈夫ですからまずは簡単に付けてくださいという内容になるんですけども、総会が終わった後、ちょっとお疲れのところ申し訳ありませんが、15分か20分くらいで終わりますので、ちょっと見ていただきました

いと思いますので、今日総会が終わった後、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 総会閉会後に動画を皆さんで15分かそこら見ることになります。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明があります。

○事務局 次回は、令和4年5月24日火曜日、午後2時から、八潮市役所2階第2会議室で開催になります。5月25日ではなくて、会議室が取れなかったため、5月24日火曜日に開催させていただきますので、日にちのほう、お間違えないようにお願いします。来月は24日です。市役所2階の第2会議室ですので、よろしくをお願いします。

また、出席人数につきましては、この先の新型コロナウイルス感染状況により判断させていただきますが、仮に半数の開催になりますと、今度は議席番号が偶数の委員さんに出席をお願いすることになります。総会の開催通知発送の際に改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、5月から10月までの間、八潮市役所では地球温暖化防止及び節電の観点から「軽装での執務」を実施します。これに合わせまして、来月から10月までは総会出席の際はノーネクタイ、ノージャケット等の軽装で結構ですので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

○議長 ただいま事務局より5月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたら、願いいたします。

○事務局 事務局から1点だけ。

5月、以前ですと、毎年、合同農地パトロールということで、〇〇の〇〇〇ですけれども、あれを中心に農地パトロールをしていたところなんですけれども、今年もコロナの感染状況から、緩和している状況に入っているとは言え、みんなで密の状態で行うような状況ではないと思われまますので、今年の5月の農地パトロールにつきましては取りあえず延期とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ほかに何かありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それではないので、これで議長の席を下させていただきますと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議

をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会のことばを小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中、4月総会にご出席いただき、慎重審議をいただきましてありがとうございます。

水がぬるんでまいりまして、田植の準備も本格化してくると思っております。これからは暑さが大敵でございます。十分留意をなされて活動していただきたいと思っております。

以上をもちまして4月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて総会は終了いたしますが、この後、先ほどご説明いたしましたように活動記録簿の記帳方法についての動画配信をいたしますので、ご覧いただきたいと思っております。約15分ほどで終了いたしますので、よろしくをお願いいたします。

視聴の際は、本日お配りしました活動記録セットの9ページから12ページを映した説明がありますので、お手元にご用意してください。

それでは、映像の準備をさせていただきますので、少々お待ちください。

閉会 午後4時00分